



自治会加入促進ハンドブック

住み良い地域づくりのために



葦崎市地区長連合会・葦崎市

目 次

はじめに

1. なぜ、いま自治会なのか	1
2. 自治会への加入状況	3
3. 自治会加入の促進	5
4. よくある質問と回答例	6
5. 参考資料【自治会入会の文書等の作成例】	9
・訪問先別文例（未加入者・転入者用）	
・訪問記録表	
・訪問記録表（記載例）	
・訪問記録管理簿	

自治組織の名称が「自治会」「区」など様々ですが、この手引きでは、「自治会」に統一して使用しています。



はじめに

自治会は、そこに暮らす住民同士の親睦、生活環境の維持改善、高齢者や子どもの見守りなど、住みよいまちにするための活動をしています。

特に、東日本大震災以降、地域における防災意識の高まりに伴い、地域力の向上が求められています。そのためにも、まずはより多くの方に自治会に加入していただくことが大切です。

しかし、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などから、自治会活動に無関心な人が増え、自治会からの脱退・未加入者が増加してきています。

これにより、地域のつながりが希薄になり地域が抱える様々な課題に十分に取り組むことができないようになってきています。

こうした状況の中、自治会離れに歯止めをかけるため、自治会では、加入促進活動を行っているものの、呼びかけ方法が明確ではないことなどもあり、自治会活動の意義や加入の必要性が十分に浸透していない現状があります。

そこで、この手引きでは、自治会未加入世帯への加入呼びかけの手順や想定される質問内容などについてまとめましたので、各自治会において、自治会加入者の増加のために役立てていただけると幸いです。



1. なぜ、いま「自治会」なのか

自治会は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、住民の皆さんが協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくための団体です。

昔は、自治会のお祭りや行事など、地域の一大イベントに参加するのが当たり前で、地域の絆を深める機会となっていました。

しかし、現在では、生活環境が充実し、ライフスタイルが多様化した結果、地域の活動に関心が薄れ、退会する方や加入しない方が増え、自治会の加入率は減少しているのが現状です。

特に、大規模な災害が起きた場合、市や消防、警察等が連携し、全力で災害対応活動に取り組みますが、建物の倒壊、地割れなどによる道路の寸断や通信の不通などにより、救助活動や消火活動などの機能が著しく低下します。

災害対応活動は、市や消防、警察等の職員だけでは対応しきれず、地域で対応する共助の部分が大変重要となります。

そこで、必要になるのが自治会を中心とする「地域の力」です。

■ 地域の力とは

- ・ 災害時などでの住民の安否確認や災害状況の情報提供

災害発生当初は、被害状況等、正確な情報の集約が重要となりますが、市の機能だけでは、全市的な情報を集めることは困難です。自治会など地域からの情報が大変重要な情報源となります。

- ・ 要配慮者等の避難所への避難支援

要配慮者支援制度は、高齢の方や身体の不自由な方など、災害時の避難に支援を必要とする方が登録することにより、あらかじめ避難計画等を定め、災害時に避難等を支援する制度です。この制度は、自治会組織により成り立っています。

- ・ 避難所での運営（炊き出し、備蓄品の配布など）

災害が発生した初期の段階では、集会所など地域の一時避難場所の運営や炊き出しの実施、災害備蓄品の配布など自治会単位で組織されている自主防災組織が活躍します。

また、地域の防災拠点となる指定避難所の行政との共同運営など、地域の情報に精通した自治会の役割は非常に重要なものとなっています。

- ・ 地域での災害に対する準備

（災害備蓄品の購入、管理、防災訓練の実施など）

あらかじめ、災害の発生に備えて、地域において災害用品の備蓄、防災訓練などを実施しています。

皆さんが自治会の必要性を再認識し、なぜ自治会が必要なのか、なぜ自治会に加入してもらいたいのかをしっかり伝えられるかが、加入を呼びかけるときに相手を説得する決め手になります。



■ 市からの支援

地域の防災力を高めるために、市でも自主防災組織を自治会の単位ごとに組織することを積極的に支援しています。

それは、地域の皆さんが思い思いに対応するよりも、団結して組織的に活動することで、効率的で効果的な災害対応活動を行うことができるからです。

■ その他自治会の主な活動

自治会の活動は、子育て世帯・単身世帯・高齢者世帯など様々な世帯にメリットがあります。

★環境美化活動やレクリエーションなどのイベント

自治会では、快適に暮らせるように地域内の生活環境を維持するためにゴミ集積所の管理、資源ごみの収集、地域内清掃活動を行っています。

子どもクラブや育成会活動で様々な年齢の子どもたちが集まり協力し合い、お互いを思いやる心を育てます。また地域全体で見守っています。

地域住民の交流を深めるため、盆踊りや運動会など様々なレクリエーション活動を行っているほか、親子が集うイベントや皆さんが交流を深める機会を多数用意しています。

★安心・安全な地域づくり

自治会では、夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るため防犯灯の設置・管理を行っています。

市民の交通安全を図るために必要となるカーブミラーや危険喚起のため注意看板等の設置・修繕・撤去の要望をしています。

自治会に加入することにより地域全体でお子さんやお年寄りを見守り犯罪や事故から守ることができます。

災害時に活躍した自治会の事例

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、自治会・町内会の方や自主防災会の方が、避難誘導を行いました。また、避難所生活では、いち早く自治会・町内会、自主防災会や地域のリーダーの方が声を上げ、自ら被災したにもかかわらず情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要な物資の聞き取り調査を行い、対策本部に情報提供したとのこと。さらに、高齢者や障がいのある方の安否確認なども行っています。

被災して一番助かったことは、被災していない周辺の自治会・町内会、地域コミュニティ団体からの炊き出しの支援であったそうです。災害発生から支援物資が届くまでの2、3日の間は、地域の支援が非常に重要な役割を果たしました。

このように、日ごろからの自治会・町内会の活動が活発な地域ほど、避難所においてもコミュニティ活動が機能し、支え合いや助け合いの意識が高かったと言われております。

阪神淡路大震災後でも言われたことですが、この東日本大震災後、さらにこの教訓を生かした、自治会・町内会等の地縁組織による自主防災組織が重要視され、結成の機運が全国的に広がっています。

2. 自治会への加入状況

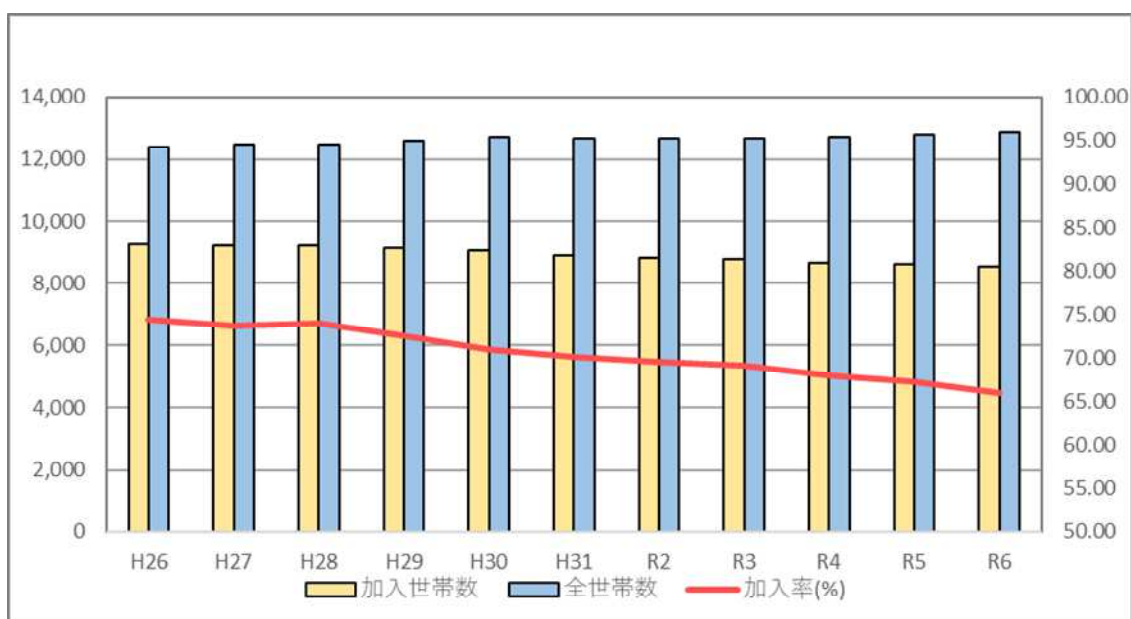
(1) 加入率の現状と推移

令和 6 年 4 月 1 日現在、韮崎市全体の自治会登録団体数は 98 団体、全世帯数 12,876 世帯のうち、加入世帯数は 8,483 世帯で、加入率は 65.88%となっています。

【自治体加入率一覧】

年度	加入世帯数	全世帯数	加入率(%)
H26	9,224	12,396	74.41
H27	9,183	12,452	73.75
H28	9,213	12,459	73.95
H29	9,126	12,584	72.52
H30	9,026	12,722	70.95
H31	8,892	12,669	70.19
R2	8,798	12,652	69.54
R3	8,763	12,684	69.09
R4	8,643	12,716	67.97
R5	8,597	12,783	67.25
R6	8,483	12,876	65.88

【自治体加入率 10 年間の推移】



この数値は、10 年前の平成 26 年度に比べ 8.53%減少しています。

【10 年目前との比較】

年度	加入世帯数	全世帯数	加入率(%)	増減率
H26	9,224	12,396	74.41	-8.53%
R6	8,483	12,876	65.88	

また、地区別に見ると 80%以上の加入率は円野・清哲地区であり、逆に 70%以下の加入率は、韮崎・穂坂・藤井・神山・旭・大草・龍岡地区となっており、市街地や新興住宅のある地区が目立っています。

【各地区における加入率】

		R5	R6	比較			R5	R6	比較
荏苒	実世帯数	3,257	3,252	▲ 5	清哲	実世帯数	424	421	▲ 3
	加入世帯数	2,194	2,161	▲ 33		加入世帯数	341	340	▲ 1
	加入率	67.36%	66.45%	-0.91%		加入率	80.42%	80.76%	0.34%
穂坂	実世帯数	937	923	▲ 14	神山	実世帯数	516	536	20
	加入世帯数	651	643	▲ 8		加入世帯数	312	318	6
	加入率	69.48%	69.66%	0.19%		加入率	60.47%	59.33%	-1.14%
藤井	実世帯数	2,023	2,070	47	旭	実世帯数	1,379	1,384	5
	加入世帯数	1,313	1,304	▲ 9		加入世帯数	881	827	▲ 54
	加入率	64.90%	63.00%	-1.91%		加入率	63.89%	59.75%	-4.13%
中田	実世帯数	594	599	5	大草	実世帯数	1,157	1,173	16
	加入世帯数	438	432	▲ 6		加入世帯数	734	727	▲ 7
	加入率	73.74%	72.12%	-1.62%		加入率	63.44%	61.98%	-1.46%
穴山	実世帯数	608	618	10	龍岡	実世帯数	1,532	1,540	8
	加入世帯数	437	433	▲ 4		加入世帯数	994	996	2
	加入率	71.88%	70.06%	-1.81%		加入率	64.88%	64.68%	-0.21%
円野	実世帯数	356	360	4	合計	実世帯数	12,783	12,876	93
	加入世帯数	302	302	0		加入世帯数	8,597	8,483	▲ 114
	加入率	84.83%	83.89%	-0.94%		加入率	67.25%	65.88%	-1.37%

○加入世帯数には、9 8 地区に含まれない組扱い地区を除きます。

○世帯分離をしている世帯は実世帯数のみ反映され、加入世帯数に含まれない場合があります。

○アパート、施設等の居住者は、各地区により加入、未加入の判断基準が異なる場合があります。

(世帯分離世帯とは、住民票に登録されている 1 つの世帯を、2 つ以上の世帯に分けることです。)

(2) 加入率低下による影響

このまま、自治会への加入率の低下が進む場合に以下の様な懸念が考えられます。

- ①地域住民の連帯感が薄くなり、災害時に協力し合ったり、地域の課題を解決したりすることが困難になります。
- ②若い世代の加入率減少は、将来、自治会を運営していく上で人材不足となり、自治会活動に支障をきたします。
- ③地域の清掃活動や防犯、防災活動等の費用について、加入者が未加入者の負担をすることにつながり、加入者の負担が大きくなる等不公平感が高まります。

住みよいまちを

つくっていくためには、

加入率の向上が必要です！



3. 自治会加入の促進

自治会への加入を呼びかけるには、まず未加入世帯の状況を把握し、説明のための資料を作成するなどの事前準備を行うことが必要です。



(1) 訪問前の準備

①未加入世帯の把握、調査

○自治会の区域を確認しましょう。

地域によっては、入り組んだ地域や飛び地など複雑な境界があるところがあります。まずは、自分たちの自治会の区域を把握しましょう。

○住宅地図などを参考に、未加入世帯を確認しましょう。

加入世帯は、住宅地図等にマーキングしたものを作成しておくなど、加入世帯と未加入世帯が一目で分かるようにしておきましょう。

※アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。

②役員の共通認識、自治会の役割の再確認

○呼びかけの熱意や誠意を育みましょう。自治会活動を把握し、その必要性を十分に理解した上で、熱い心で伝えられるようにしておきましょう。

○加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。



③訪問時の説明資料等の用意

○自治会加入のご案内（例文：9～10ページに記載）

○加入促進のパンフレットやチラシ

○総会資料（会則（規約）、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書もしくは預り書等）

※総会資料は難しいという印象を持たれるので、できるだけ分かりやすく説明をすることを心がけましょう。

(2) 訪問するとき

📌 ポイント1

加入を強制するような呼びかけではなく丁寧な対応を心がけましょう。



📌 ポイント2

初回の訪問時は、5分程度の簡単な説明にとどめましょう。

📌 ポイント3

2回目の訪問は、1週間くらい間隔を空けましょう。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、訪問者を替えるなど工夫して訪問しましょう。

【人 数】

- ・ 2～3人 ※なるべく複数で伺いましょう。

【時 期】

- ・ 新規転入者：居住開始後、間を置かずに訪問することが効果的です。
- ・ 既居住者：年度初めやイベント等の開催に合わせて訪問する。

【時間帯】

- ・ 相手の対応可能な時間帯を考慮する。（夜はなるべく避けましょう）

【携行品】

- ・ 自治会加入のご案内、加入促進のパンフレット、総会資料、イベント案内等の資料

アパート・マンション等の居住者の加入促進

「アパート・マンション等の居住者は、自治会の活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮している」という声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、オーナーや住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。

また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、防犯灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、自治会にとっても財源確保につながります。

4. よくある質問と回答例

加入の呼びかけで訪問すると、相手から質問されることがあります。鋭い質問で、時には答えに詰まってしまうこともあるかもしれませんが、加入していただくには、相手の質問にしっかり答え、理解してもらうことが大切です。

また、脱会を考えている会員への説明も同様となります。

ここでは住民からの想定質問と回答例をいくつか掲載します。

ここに挙げたものはあくまでも一例ですので、自治会の活動状況に応じてアレンジしながらご活用ください。



自治会に加入すると、どんなメリットがありますか？



自治会は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、協力し合って活動している組織です。活動の結果、安全・安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆様の参加により実現します。

例えば、地区によっては自主防災組織を設置し、災害グッズを備蓄したり、防災訓練などを実施し、災害時に備えています。

さらに、地域の安全を保つため児童生徒が安心して登下校できるよう、通学時間帯の見守り活動を実施したり、また、防犯灯の設置・管理を行っています。

Q 自治会って何ですか？

A 同じ地域の住民が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動、環境美化活動、ごみ集積所の管理や防犯灯の設置・管理など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

Q 菰崎市にはいくつ自治会がありますか？

A 令和6年4月1日現在、市全体の自治会登録団体数は98団体、加入世帯数は8,483世帯です。



Q 自治会に入らないといけないのですか？

A 自治会への加入は、強制ではありませんが、防災・防犯、自治会が管理する防犯灯・ごみ集積所など、地域生活に密着した課題などは、個人での解決が難しい場合があります。
このような課題の解決のために、自治会の役割が必要となるので、ぜひ加入してください。

Q 自治会の地域は、何を基準に区切られているのですか？

A 特に明確な基準はありませんが、町名別、番地別、大きな道路や川などを境にするなど地域の広さ、加入戸数も様々です。マンションやアパートごとに「自治会」が組織されている場合もあります。

Q 自治会は市役所の関係団体ではないのですか？

A 市の事業に協力することはありますが、市とは別の地域住民が自主的に結成し、運営している任意の団体です。また、任意団体という位置付けではありますが、地域課題の解決に取り組んでいる公共的団体であり、地域の課題解決にあたっては、防災や防犯など行政及び関係団体と協力して取り組む場合も数多くあります。このことから、自治会の運営や事業実施の支援として、市から補助金等の交付を受けています。

Q 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないのですか？

A 地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、市だけでできることはありません。

自治会が主体となって、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができます。



Q

自治会費は月（年）いくらですか？自治会費はどのような用途に使われていますか？

A

自治会費は、1か月（1年）〇〇〇円で、毎年総会で事業の承認を得て使用しています。たとえば、防犯灯の設置や管理費、清掃、緑化、夏祭りなど、自治会の活動に係る費用に支出しています。



Q

自治会費が高くて払えません

A

・減額規定がない場合→地域の皆さんのための自治会活動を継続していくために、自治会費は必要になりますので、ご理解ご協力をお願いします。

・減額規定がある場合→自治会費を減額する規定がありますので、確認してご連絡します。

Q

役員にはなれないのですが・・・

A

・免除規定がない場合→役員は持ち回りになるため、仕事等の負担にならないように、そのときはお手伝いいただくようになります。

・免除規定がある場合→役員については出来る時にやっていただく方向で結構ですので是非加入してください。

Q

学生（単身）のため、長くは住まないのですが・・・

A

自治会で設置・管理している防犯灯は、安全の確保につながり、ごみ集積所の管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会の活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁でこの地域に住むことになったので、自治会へぜひ加入してください。

※ 会費について、年額なのか月額なのか、一部減額できる規定があるかなど、会費の額などについても説明しましょう。

Q

個人情報 safely 管理していますか？

A

自治会では、皆さんからご提供いただいた個人情報を会員名簿の作成に使用しており、自治会の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用のみに限定し、適正に管理しています。

法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。

Q

住民票を移していないのですが・・・

A

住民票を移していなくても、ある程度の期間、この地域に住むのであれば加入をお願いします。



〇〇自治会地域にお住まいで
自治会未加入の皆様へ

自治会入会のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども〇〇自治会は、現在〇〇〇世帯の皆様にご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民誰もが暮らしやすい環境をつくるため日々活動しています。

活動内容の一つとして、地震などの災害に備えた防災訓練などを行っており、いざという時には、お互いに助け合う「共助」の精神をもとに、隣近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、要援護者の避難支援を行います。

そのほか、行政情報の回覧、高齢者の見守り活動、防犯灯設置管理、ゴミ集積所の管理などを行っています。

より安全安心で住みよいまちをつくっていくためには、皆様のご協力が欠かせません。

ご加入いただける場合は、別紙の加入申込書にご記入のうえ、お住まいの組長へご提出ください。

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

住所： 〇-〇-〇

電話：〇〇〇-〇〇〇〇

◆お住まいの地区は、〇〇自治会〇組です。

組長は〇〇さんです。

電話：〇〇〇-〇〇〇〇

住所： 〇-〇-〇

◆〇〇自治会の会費は、年額〇〇〇円です。

年〇回、〇月頃に集金しています。

転入された皆様へ

自治会入会のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども〇〇自治会は、現在〇〇〇世帯の皆様にご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民誰もが暮らしやすい環境をつくるため日々活動しています。

活動内容の一つとして、地震などの災害に備えた防災訓練などを行っており、いざという時には、お互いに助け合う「共助」の精神をもとに、隣近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、要援護者の避難支援を行います。

そのほか、行政情報の回覧、高齢者の見守り活動、防犯灯設置管理、ゴミ集積所の管理などを行っています。

新たにご転入された方が、少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、会員一同入会をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、別紙の加入申込書にご記入のうえ、お住まいの組長へご提出ください。

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

住所： 〇-〇-〇

電話：〇〇〇-〇〇〇〇

◆お住まいの地区は、〇〇自治会〇組です。

組長は〇〇さんです。

電話：〇〇〇-〇〇〇〇

住所： 〇-〇-〇

◆〇〇自治会の会費は、年額〇〇〇円です。

年〇回、〇月頃に集金しています。

訪問記録表

【相手先】

住 所	
氏 名	

【訪問履歴】

訪問日	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃
訪問結果						
面談 (男 ・ 女) (年齢 代) (続柄 世帯主・家族 ()) 不在・門前払い・その他 ()						
面談内容						

訪問日	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃
訪問結果						
面談 (男 ・ 女) (年齢 代) (続柄 世帯主・家族 ()) 不在・門前払い・その他 ()						
面談内容						

訪問日	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃
訪問結果						
面談 (男 ・ 女) (年齢 代) (続柄 世帯主・家族 ()) 不在・門前払い・その他 ()						
面談内容						

訪問記録表（記入例）

【相手先】

住 所	〇〇町〇〇 △△アパート 102号室
氏 名	葦崎さん

表札がない場合は、「不明」の記載

【訪問履歴】

訪問日	□ 年 5 月 5 日（土） <u>午前</u> ・午後 9 時 30分頃
訪問結果	
面談 （ 男 ・ 女 ） （年齢 代）（続柄 世帯主・家族（ ））	
<u>不在</u> ・門前払い・その他（ ）	
面談内容	
不在のため、案内状をポストに投函。	

不在だった場合は、曜日や時間を変えて訪問してみる

訪問日	□ 年 5 月 7 日（月） 午前・ <u>午後</u> 4 時 30分頃
訪問結果	
<u>面談</u> （ 男 ・ <u>女</u> ） （年齢 40代）（続柄 世帯主・ 家族 （ 妻 ））	
不在・門前払い・その他（ ）	
面談内容	
自治会への加入について説明したが、主人に聞かないと決められないとのこと。	
翌日、午後7時に訪問することを約束した。	

分かる範囲で記載

訪問日	□ 年 5 月 8 日（火） 午前・ <u>午後</u> 7 時 分頃
訪問結果	
<u>面談</u> （ 男 ・ 女 ） （年齢 代）（続柄 <u>世帯主</u> ・家族（ ））	
不在・門前払い・その他（ ）	
面談内容	
ご主人と面談。自治会の活動を理解いただき、加入の承諾を得た。	
（自治会で、加入申込書がある場合は、記載してもらう。）	

訪問管理記録簿

No	相手先住所	氏 名	訪問日時・結果		
			1回目	2回目	3回目
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)

訪問管理記録簿

No	相手先住所	氏 名	訪問日時・結果		
			1回目	2回目	3回目
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)
			年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)	年 月 日 時 分頃 (加入 ・ 未加入)

～メモ～

～メモ～



美しい富士山を望むまち になさき

韮崎市自治会加入促進ハンドブック

韮崎市地区長連合会（韮崎市地区長連合会事務局）

韮崎市総務課

〒407-8501 韮崎市水神一丁目3番1号

連合会事務局 Tel 0551-22-1111（内333～335）

Fax 0551-22-8479

2024年5月作成